

令和4年1月25日

事業者の皆様へ

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

感染拡大防止に向けた在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）

本県は、1月27日から2月20日までの間、まん延防止等重点措置実施区域に指定されました。感染力の強い「オミクロン株」への急速な置き換えにより、新規感染者数は、連日、過去最高を更新し、病床使用率が4割を超えるなど、第6波の感染拡大が止まらない状況です。

感染拡大を阻止し、医療ひっ迫を防ぐとともに、社会経済活動を維持していく観点からも、事業者の皆様におかれましては、在宅勤務等の取組を積極的に推進されますようお願いいたします。

記

- 1 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進してください。
- 2 高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。
- 3 乳幼児や児童等を看護・保育する必要がある労働者についても、在宅勤務（テレワーク）等の就業上の配慮を行ってください。

中小企業の皆様には、県が整備した在宅勤務用システム基盤（テレワーク兵庫）がご利用できます。あわせてテレワークの導入支援にあたっては、ひょうご仕事と生活センターのテレワーク導入支援助成金やICTアドバイザーによるサポートをご活用ください（別紙参照）。